



産業廃棄物処理施設設置許可証

令和3年(2021年)12月2日

住所 ひたちなか市大字津田 2554 番地の 2
氏名 勝田環境株式会社
代表取締役 望月 福男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

茨城県知事 大井川 和彦



許可の年月日	令和3年12月2日	許可番号	1-1-0290
施設の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び処理する産業廃棄物の種類	廃プラスチック類の破碎施設(政令第7条第7号) 木くず及びがれき類の破碎施設(政令第7条第8号の2) 廃プラスチック類、がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、ゴムくず、金属くず、紙くず、木くず、繊維くず		
設置場所	ひたちなか市大字高野字大房地 1967 番 1 外 9 筆		
処理能力	廃プラスチック類 10.59t/日(8時間) 1.32t/時間 がれき類 9.43t/日(8時間) 1.17t/時間 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 25.49t/日(8時間) 3.18t/時間 ゴムくず 14.63t/日(8時間) 1.82t/時間 金属くず 21.60t/日(8時間) 2.70t/時間 紙くず 8.76t/日(8時間) 1.09t/時間 木くず 9.64t/日(8時間) 1.20t/時間 繊維くず 5.86t/日(8時間) 0.73t/時間		
許可の条件	規則第 11 条第 8 項の規定による許可証の提出の有無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		